

法政大学研究倫理委員会規程

規定第 1 1 4 2 号

一部改正 2015年 4月 1日 2022年 4月 1日
2024年 4月 1日 2025年 4月 1日

(目的)

第1条 法政大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、法政大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項及び任務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 研究倫理規程の運用、解釈に関する事項
- (2) 研究倫理規程第15条第1項から第3項に定める事項
- (3) 「人を対象とする研究」計画等の審査事項
- (4) 研究倫理に関する総長の諮問事項
- (5) 研究倫理規程の改廃に関する事項
- (6) その他必要な事項

2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。

3 委員会は、研究者による不正行為を防止するために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- (2) 研究倫理についての国内における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) 研究者の不正行為の調査に関する事項
- (4) その他研究倫理に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成し、職務権限規程に基づき委嘱する。

- (1) 学術支援本部担当理事
- (2) 法人統括本部長
- (3) 監査室長
- (4) 学術支援統括本部長
- (5) 研究開発センター室長
- (6) 遺伝子組換え実験安全委員会委員長
- (7) 教員から3名（市ヶ谷・多摩・小金井地区より各1名）

ただし、委員は自らが実施する研究が審査を受けるときは、当該研究の審査に加わることができない。

- (8) 優れた知識を有する本学の教職員以外の有識者 若干名

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 1 委員長は、前条第1号に定める委員とする。
- 2 副委員長は、前条第2号から第7号に定める委員の中から委員の互選により決定する。

(任期)

第5条 第3条第1号から第5号に定める委員の任期は、その職の期間とし、第6項及び第7項に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員長の任期は、その職の期間とする。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(守秘義務)

第8条 委員会委員は、相談内容について個人のプライバシー保護に留意し、知りえた秘密は、これを他に漏らしてはならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、研究開発センターが行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、本委員会の議を経て、職務権限規程に基づき決定する。

付 則

- 1 この規程は、2013年11月27日から制定施行する。
- 2 この規程は、2015年4月1日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、2022年4月1日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、2024年4月1日から一部改正し施行する。
- 5 この規程は、2025年4月1日から一部改正し施行する。

(追58)